**指宿市テイクアウト商品デリバリー支援事業**

**参加飲食店募集**

　市では，テイクアウト（持ち帰り）商品の利用層の拡大を図るため，地域のタクシー事業者を活用したデリバリー（配達）サービスを開始いたします。

　つきましては，本事業に参加する飲食店事業者を募集します。

**１．参加できる飲食事業者（次のいずれにも該当すること）**

1. 指宿市テイクアウト・デリバリーサービス情報に登録している者（随時募集）
2. 主として店舗や宿泊施設で営業を行っている飲食事業者のうち，テイクアウト商品

　　の販売を実施する者（移動販売，弁当店は除く）

２．テイクアウト商品を配達する事業者（集配者）

1. 指宿タクシー協会の構成事業者（有償貨物運送業特例措置取得済み）

３．配達の条件及び商品登録など

　⑴注文者が配達を依頼できる条件

　　①　注文者の１飲食店での１回あたりの注文額が1,000円以上であること。

　⑵配達できる商品の条件

①　指宿市テイクアウト・デリバリーサービスに登録のある商品

　　②　常温で配達できる商品

③　[除外商品]ラーメン，スープなど，こぼれる恐れのある商品は除く

④　[除外商品]生肉，刺身などテイクアウトできない商品は除く

⑤　回収しないので，使い捨て容器とする

⑥　ふたがしっかり閉まる構造の容器に入れている商品

　　⑦　容器のサイズが，縦横38センチ，高さ14センチ以内

　⑶配達できる商品の登録に係る条件

①　１飲食店の配達登録商品数は最大10品目まで

　　②　１商品あたりの単価は500円（税込）以上

４．事業の概要

　市内を２地域に分けて配達事業を実施します。詳細は別紙をご確認ください。

　⑴指宿地域配達便・・・・・・旧指宿市地域で実施

　⑵山川・開聞地域配達便・・・旧山川町及び旧開聞町地域で実施

５．事業実施期間（予定）

　令和２年５月25日（月）～令和２年10月31日（土）まで　※毎日実施

６．配達料金

　配達サービス利用に係る，注文者負担及び飲食店の費用負担はありません。

市からタクシー事業者に運搬料を支払います。

７．本事業の申し込み方法

　⑴申 込 書　指宿市テイクアウト商品デリバリー支援事業参加申込書

⑵申 込 先　指宿市商工水産課商工運輸係（指宿市役所指宿庁舎13番窓口）

⑶申込方法　持参，郵送またはＦＡＸ(23－4987)にて申し込み

⑷申込期限　令和２年５月20日（水）17時まで　※以後の申し込みも可能です。

８．事業説明会

　⑴指宿地域配達便

日　　時　令和２年５月21日（木）15時から

場　　所　時遊館COCCOはしむれ　講堂

重　要

　⑵山川・開聞地域配達便

日　　時　令和２年５月22日（金）15時から

場　　所　山川図書館　第３会議室

９．本事業の周知について

　ご参加いただきました事業者の情報は，メニューを含め，市のホームページ（ＨＰ）や，ＳＮＳ，各種メディア等を通じて積極的に広報・周知を展開します。

【現在の情報発信状況】

　⑴指宿市テイクアウト・デリバリーサービス情報（ＨＰ，ＳＮＳ）

　⑵指宿商工会議所青年部ＨＰ；Ibusuki Takeout

**10．お問い合わせ・申込先**

　〒891-0497　指宿市十町2424番地

指宿市役所産業振興部商工水産課商工運輸係

TEL:0993-22-2111（内312・313） FAX:0993-23-4987

指宿地域配達便概要

　旧指宿市（以下「指宿地域」という）の住民を対象に，指宿地域の飲食店が販売するテイクアウト商品を，指宿地域にあるタクシー事業者が配達します。

　商品の配達は，18時配達便と19時配達便の２便とし，配達地域は指宿地域内とします。

１．参加できる飲食店に関すること（登録店）

参加資格　①指宿地域で主として店舗や宿泊施設で営業を行っている飲食事業者のうち，テイクアウト商品の販売を行う者（移動販売，弁当店は除く）

　　　　　②指宿市テイクアウト・デリバリーサービス情報に登録している者

募集店舗　４０店舗程度を予定しています。

２．テイクアウト商品を配達する事業者（配達者）

⑴　指宿タクシー協会の構成事業者

　　　当面，次の２社で実施する。　〇指宿観光交通タクシー　〇指宿タクシー

３．注文受付及び配達する便

⑴　注文受付　配達受付は手配の手続きを考慮して，当日の16時までを想定していますが，仕込み等により困難な場合は各飲食店の都合で設定できます。

※注文者への周知は市情報サイト等で実施します。

⑵　配 達 便　１日２便

①18時配達便（注文者へ 17時45分から18時15分 の間に配達）

②19時配達便（注文者へ 18時45分から19時15分 の間に配達）

４．飲食店から配達事業者への配達依頼

注文者から受けた配達依頼は，各飲食店から指宿タクシー協会に依頼してください。

指宿タクシー協会は依頼を集約し，運搬の振り分け，手配を行います。

⑴　依 頼 票　(別紙) 指宿市テイクアウト商品デリバリー依頼書

(配達先情報)　〇氏名　〇住所　〇連絡先

(商品情報)　〇注文商品・価格　〇合計金額

⑵　依 頼 先　指宿観光タクシー（ＦＡＸ）　２４－４００４

⑶　依頼期限　当日16:30まで

５．商品料金の受け渡し

注文分の代金は，商品の受け渡し時にタクシー事業者から支払われます。

※タクシー事業者は，配達時に注文者から料金をもらい，精算します。

**６．注文から配達までの流れ（１８時配達便）**

⑴【注文受付：16時まで】

注文者：テイクアウト商品の注文時（電話，直接など）に配達依頼

　　　　※配達時間を，18時又は19時を指定する。

飲食店：注文内容と利用者情報を確認

　　受付期限：16時までを想定していますが，各飲食店で設定できます。

　⑵【配達依頼：16時30分まで】

飲食店：注文者情報，商品情報を記載した依頼書で配達を依頼してください。

依頼先：指宿観光交通タクシー(24-4004)に送付

注　意：送信後は，必ず確認の電話をお願いします。

⑶【商品集荷：17時から17時30分まで】

　飲食店：17時までに注文商品をご準備ください。

　　　　　※タクシー事業者が注文商品の料金を立て替えて支払います。

※代金の支払いは依頼票ごとに行いますので，必ず依頼票の写しを商品に添付しておいてください。

タクシー：各飲食店の注文商品を集荷します。合わせて代金支払いも行います。

　注　意：配達エリアごとに複数のタクシーが集荷に来る場合があります。

⑷【商品配達：17時45分から18時30分まで】

タクシー：テイクアウト商品を注文者宅に配達し，代金を受け取ります。

**７．注文から配達までの流れ（１９時配達便）**

⑴【注文受付：16時まで】　※18時配達便と同様

　⑵【配達依頼：16時30分まで】　※18時配達便と同様

⑶【商品集荷：18時から18時30分まで】

　飲食店：18時までに注文商品をご準備ください。

　　　　　※注意事項は18時便と同様

⑷【商品配達：18時45分から19時30分まで】

タクシー：テイクアウト商品を注文者宅に配達し，代金を受け取ります。

山川・開聞地域配達便概要

　旧山川町・旧開聞町（以下「山川・開聞地域」という）の住民を対象に，山川・開聞地域の飲食店が販売するテイクアウト商品を，山川・開聞地域にあるタクシー事業者が配達します。

　商品の配達は，18時30分配達便の夕方１便とし，配達地域は山川・開聞地域内とします。

１．参加できる飲食店に関すること（登録店）

参加資格　①山川・開聞地域で主として店舗や宿泊施設で営業を行っている飲食事業者のうち，テイクアウト商品の販売を行う者（移動販売，弁当店は除く）

　　　　　②指宿市テイクアウト・デリバリーサービス情報に登録している者

募集店舗　１０店舗程度を予定しています。

２．テイクアウト商品を配達する事業者（配達者）

⑴　指宿タクシー協会の構成事業者

　　　当面次の１社で実施する。　〇山川タクシー

３．注文受付及び配達する便

⑴　注文受付　配達受付は手配の手続きを考慮して，当日の16時までを想定していますが，仕込み等により困難な場合は各飲食店の都合で設定できます。

※注文者への周知は市情報サイト等で実施します。

⑵　配 達 便　１日１便

18時30分配達便（注文者へ18時15分から18時45分の間に配達）

４．飲食店から配達事業者への配達依頼

⑴　注文者から受けた配達依頼は，各飲食店が山川タクシーに電話依頼してください。

①依 頼 先　山川タクシー（0993-34-0145）

②依頼期限　当日16時30分まで

⑵　飲食店は，商品の受け渡しまでに依頼票を作成してください。

　①依 頼 票　(別紙) 指宿市テイクアウト商品デリバリー依頼書

　　　　　　　(配達先情報)　〇氏名　〇住所　〇連絡先

(商品情報)　〇注文商品・価格　〇合計金額

５．商品料金の受け渡し

注文分の代金は，商品の受け渡し時にタクシー事業者から支払われます。

※タクシー事業者は，配達時に注文者から料金をもらい，清算します。

**６．注文から配達までの流れ**

⑴【注文受付：16時まで】

注文者：テイクアウト商品の注文時（電話，直接など）に配達依頼します。

飲食店：注文内容と利用者情報を確認します。

　　受付期限：16時までを想定していますが，各飲食店で設定できます。

　⑵【配達依頼：16時30分まで】

飲食店：電話で配達を依頼します。

依頼先：山川タクシー(0993-34-0145)

⑶【商品集荷：17時30分から18:00まで】

　飲食店：18時までに注文商品をご準備ください。

　　　　　※タクシー事業者が注文商品の料金を立て替えて支払います。

※代金の支払いは依頼票ごとに行いますので，必ず依頼票の写しを商品に添付しておいてください。

タクシー：各飲食店の注文商品を集荷します。合わせて代金支払いも行います。

　注　意：配達エリアごとに複数のタクシーが集荷に来る場合があります。

⑷【商品配達：18時15分から18時45分まで】

タクシー：テイクアウト商品を注文者宅に配達し，代金を受け取ります。